

7 申請手続

(1) 申請書の入手方法

申請書はTOKYO創業ステーションHPからダウンロードの上、作成してください。

(申請書はWordファイルとExcelファイル共に提出が必要です。)

TOKYO創業ステーション 創業助成金 で検索できます。

http://www.tokyo-kosha.or.jp/station/services/sogyokassei/sogyojosei_send.html

(2) 申請書の提出方法

■ 申請受付期間

【申請書】

平成31年4月12日(金)～平成31年4月22日(月)

- ・期間中の消印有効です。
- ・申請受付最終日に、ポストへの投函や郵便窓口からの郵送を行った場合、消印が翌日(受付期間外)にずれることがありますので、くれぐれもご注意ください。

【WEB登録】

平成31年4月5日(金)～平成31年4月22日(月)

TOKYO創業ステーションのHPからご登録いただけます。

http://www.tokyo-kosha.or.jp/station/services/sogyokassei/sogyojosei_send.html

- ・申請書と同じ内容で入力をお願いいたします。

■ 提出先

(公財)東京都中小企業振興公社 創業支援課 創業助成係

〒100-0005

東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟2階

TOKYO創業ステーション

■ 提出方法

郵送(簡易書留、一般書留、レターパックプラス(赤色)のいずれか)による上記期間中の消印での提出のみ有効とします。

- ・申請書は、助成事業として採択される場合、負担付贈与契約の締結書類となる重要書類です。必ず、対面で配達を行い配達記録が残る、上記3種のいずれかの方法での郵送をお願いいたします。それ以外の方法での郵送、上記期間以外の消印での郵送、郵送以外の送付、直接持込による提出は受付できません。
- ・書類の到着状況は、個別には回答いたしかねます。郵便追跡サービスで各自ご確認をお願いいたします。
- ・申請書類の追加提出は受け付けておりません。
- ・封筒に「創業助成事業申請書在中」と赤字で記入してください。
- ・申請者が法人代表者の場合は、送り主に申請者の個人名も併記してください。

(3) WEB登録について

申請書の提出と合わせて、WEBの登録が必要です。WEB登録は、申請書と同じ内容を入力してください。WEB登録は下記URLのTOKYO創業ステーションHP内の「WEB登録」から行ってください。

http://www.tokyo-kosha.or.jp/station/services/sogyokassei/sogyojosei_send.html

WEB登録を忘れるケースが見受けられます。十分ご注意ください。

(4) 申請書の作成と提出における主な留意事項

- ① 申請は1人につき1件に限らせていただきます。
- ② 申請書の申請者名称の記入に当たっては、下記の点に留意してください。
 - 創業前の個人の場合は、個人名を記入してください。
 - 個人事業主の場合は、個人名を記入ください。屋号等は記入しないでください。
 - 法人代表者の場合は、法人名と代表者名を記入してください。
- ③ 本助成事業の申請は、「負担付贈与契約」の申込みに該当するため、申請書の各押印欄へは実印（印鑑登録済のもの）の押印をお願いいたします。
- ④ 申請書には、具体的な事業計画、経費見積、資金計画等の記入が必要です。
- ⑤ 他の申請者に対し公平性が損なわれるという観点から、申請書への個別のアドバイスは行っておりませんので、ご了承ください。
- ⑥ 審査にあたり白黒でコピーを取りますので、書類は白黒で判別できるものとしてください。
- ⑦ 書類の両面印刷は不可とさせていただきます。ただし、確定申告書の写しは両面印刷をしていただいても結構です。
- ⑧ 書類は、ステープル留めやファイリングはせずに、クリップ留めにしてください。
- ⑨ 申請に当たっては、P55の「申請書提出の時点で必要となる書類（一覧）」に記載されている該当書類を、全て提出していただく必要があります。
- ⑩ 申請書の作成、提出、申請等にかかる費用は、申請者の負担となります。
- ⑪ 指定の方法以外の郵送方法で送付された申請書、受付期間以外の消印で郵送された申請書、郵送以外で送付された申請書、持込により提出された申請書は、いずれも受付不可となりますので、ご了承ください。
- ⑫ 提出された申請書は、いかなる場合でも返却いたしません。また、必要に応じて、公社から追加書類の提出等を求めることがあります。
- ⑬ 申請書提出後の加筆、修正等はできません。

(5) 負担付贈与契約

ア 本助成事業の申請は、「負担付贈与契約(※)」の申込に該当するため、申請書は実印の押印と印鑑証明書の添付(書類審査後提出)をもって有効となります。助成金の交付決定により当該契約が成立することになります。

(※) 負担付贈与契約とは、贈与時、受贈者(受取側)に義務を課し、それを条件に財産を譲る契約です。

イ 助成金の交付決定後、助成事業者(申請を行い交付決定を受けた方)には下記の義務が発生します。

- 助成対象期間中に交付決定を受けた取組を適切に遂行する義務
- 実績報告書等の書類の提出義務
- 交付決定に付される条件を遂行する義務

ウ 交付決定によって付される条件は下記の3点です。

- ① 個人、個人事業主の方は助成対象期間中に法人設立を行わないこと。
- ② 原則として、助成対象期間開始から終了後(※)まで、下記のとおり、都内に拠点を実在させ、納税を行うこと。

(法人の場合)

- ・登記簿上の本店(土業法人の場合は主たる事務所)を都内に実在させる。
- ・都内で実質的な事業活動を継続して行う。
- ・東京都に法人事業税と法人住民税を納税する。

(個人の場合)

- ・(税務署に届け出た)主たる事業所等を都内に実在させる。
- ・都内で実質的な事業活動を継続して行う。
- ・東京都に個人事業税と個人住民税を納税する。

(※) 助成対象期間終了年度の翌年度から起算して、5年以上経過するまでの期間

- ③ 助成対象期間終了後に、個人事業主から法人化を行う際、助成事業者が当該法人の代表者として同一事業を行う場合には、事業活動を継続しているとみなす。その場合、企業化状況報告や収益納付等の助成対象期間完了後の債務(P79参照)は、当該法人が継承する。

(6) 交付決定の取消し・助成金の返還

助成事業者、助成事業の関係者が、下記のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消し、不正の内容、申請者とこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ① 偽り、隠匿、その他不正の手段により助成金の交付を受けた時。
- ② 助成金を他の用途に使用した時。
- ③ 助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令、その他法令に違反した時。
- ④ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明した時。
- ⑤ その他、理事長が助成事業として不適切と判断した時。
 - ・刑事罰が適用される場合がありますので、十分注意してください。
 - ・上記の規定は、助成金の額が確定し、助成事業が終了した後にも適用されます。

(7) 申請に必要な書類

① 申請書提出の時点で必要となる書類（一覧）

申請書を提出する際に必要な書類は、下記のとおりです。詳細については次ページ以降をご確認ください。

	必 要 書 類	部 数
1	○ 創業助成事業申請前確認書（指定様式）	1 部
2	○ 創業助成事業申請書（指定様式、全ページ）	原本 1 部 写 2 部
3	○ 説明資料（A4用紙、片面30枚以内） 補足説明が必要な場合に提出。（任意）	3 部
4	○ 直近2期分の確定申告書等 （都内税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの） ア 法人（収益事業を行っている特定非営利活動法人を含む）の場合 法人税の確定申告書等 （申告書別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳書） イ 収益事業を行っていない特定非営利活動法人の場合 事業報告書等 （事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（活動計算書）、役員名簿） ウ 個人事業主の場合 所得税の確定申告書等 ・白色申告実施の場合：確定申告書B第一表、第二表、 <u>収支内訳書</u> ・青色申告実施の場合：確定申告書B第一表、第二表、 <u>青色申告決算書</u> （上限 10 万円の控除にて青色申告の場合は、貸借対照表の提出は不要） ※ 確定申告書等の提出が不要： ・申請時点で1期目の法人の方・個人事業主の方 ・申請時点で確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいない2期目の法人の方 ・創業予定の個人の方 ※ 直近1期分の確定申告書等または事業報告書等のみ提出すればよい方： ・申請時点で1期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいる2期目の法人の方、個人事業主の方	該当するもの 写 1 部 ※下線の書類は 写 3 部
5	○ 法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後3か月以内） 個人事業主：個人事業の開業・廃業等届出書 上記に併せて必要な書類 ア 休眠期間のある法人の方： 税務署に提出した休眠期間が分かる異動届出書 イ 納税地が開業の届出を行った時から変更した個人事業主の方： 直近の所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書 ウ 納税地・主たる事業所が開業の届出を行った時から移転した個人事業主の方： 直近の所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 エ 休業期間のある個人事業主の方： 税務署に休業である旨を記載して提出した確定申告書	登記簿 謄本は 原本 1 部 開業届 は 各写 1 部
6	○ 法人：定款、設立趣意書 定款変更したことがある場合、株主総会議事録を併せて提出	各写 1 部
7	○ 本人確認書類 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（写真付、ただし、個人番号記載部分は必ず黒塗りにすること）、在留カード等のいずれか1つを提出	写 1 部
8	○ 申請要件確認書類（省略） ⇒ 詳細はP68以降をご参照ください。 所定の創業支援事業の利用を証明するものいずれか1つを提出	該当するもの 写 1 部

平成31年度（2019年度）第1回創業助成事業に申請を行う方は、下記の書類を全てそろえてご提出ください。

「平成31年度（2019年度）第1回創業助成事業申請前確認書」には、確認事項に回答の上、申請書提出日（4月12日～22日）、法人名、代表者名（氏名）を記入し、印鑑証明書の印（実印）を押印してください。

[illegible]

「平成31年度（2019年度）第1回創業助成事業申請書」は、指定様式を全ページご提出いただく必要があります。ご提出いただく際は、表紙に印鑑証明書の印（実印）を押印した原本を1部、写しを2部（申請書全ページ）ご準備ください。

◎申請書の見本

[illegible]

(イ) 事業計画書 ((ア)と同じWordファイルです。)

[illegible][illegible][illegible]

(2) 事業報告と財政報告	
	本知事兼署長は財政報告の提出で定業された事業内容に対してではなく、採択がされない場合でも実施計画の事業内容に対し、知事兼署長自ら事業内容の充実に努めて、達成するものである。このため、採択を拒否した事業内容ではなく、採択を拒否しない場合でも実施計画の事業内容に必ず実施予定の、記入しなす。 記入の開始は裏面に記載の表番等を用いていただき、縦に書き進める場合は区切ってください。 ① 作成の事業報告に添付する製品・商品・サービス内容の詳細について 提供する製品・商品・サービスの詳細な内容（種類、規格、数量、単位、開始時期、計画期間）について、可能な限り記入しなす。

② 準備書について 顧客に渡し、ご自身の思いや強みについて記入願います。 以下の質問については、適宜箇所に必ず記入願います。	○ 顧客に受けた経験・機会
○ 顧客によって解決可能となる社会課題	
○ 経営理念・ビジョン	
○ 創業者の強み・人脈・ノウハウ・特みとその精進方法	

⑤ 対象市場について 以下の理由については、選定理由と必ず記入願います。「その他」についても、必要に応じて記入願います。
○ 理由を記す
○ 対象市場の規模・特徴・成長性
○ 競合会社との差別化内容、優位性、提供製品・商品・サービスが選ばれる理由
○ その他（② 対象市場について）

※ 事業の概要について 以下の設問については、選択回答が必要となります。「その他」については、必要に応じて記入欄があります。 ○ 事業獲得時の仕掛け	
○ 製品・商品・サービスのサービス・製造・流通ルート	
○ 販売戦略（顧客の獲得方法）	
○ 想定されるリスクとその回避方法	
○ その他（※ 事業の実現性について）	

動機を説明する場合における動機成立の立証方法及び事案への応用事例

④ 動機対象経費明細の内容表、及び「④ 動機対象経費明細経路経典」の内容と連動させて記入し記入欄へ記入する

(ウ) 事業計画書 (Excelファイル)

※ 経営方針（業績目標を含む）を記入してください ア 事業計画の内容及び進捗率として、実現されるべき会計年度に応じ、事業スケジュールをご記入ください。 イ 他人事業主の方及び親戚親類の個人で個人事業主として事業開始を予定される方は1月1日から12月31日までの期間が会計年度と年1回更新。	
	事業スケジュール
事業年度	第1期 半期
	第2期 半期
	第3期 半期
	第4期 半期
翌年度	第1期 半期
	第2期 半期
	第3期 半期
	第4期 半期
翌々年度	第1期 半期
	第2期 半期
	第3期 半期
	第4期 半期

ロ 資金繰り表及び経営見通し その１

ア 申請書提出日は基準月として、申請される月の会計年度に並び、資金繰りを起こしてください。

イ ●の項目については、次表（その２）において、明確な経理観照等をご記入ください。

ウ 附属対象事業以外での入出金がある場合、その他入金、その他支出前にご記入ください。

(単位：千円)

期間（年～月）	前年度				前年度				翌々年度				計
	年 度別		年 度別		年 度別		年 度別		年 度別		年 度別		
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	
初 月 繰 越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
● 現金売上													0
収入													0
● その他入金													0
計（Ａ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
● 現金仕入													0
支払金支払													0
● 買掛金増													0
● 貸倒料													0
支出													0
●													0
●													0
●													0
● その他支払													0
計（Ｂ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引・借入													0
設備投資													0
借入金返済													0
差引計（Ｃ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引（Ａ）－（Ｂ） ＝（Ｃ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 締 結 算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

--	--

② 資金計画（細部計算のみに記入してください）。			
※ 助成対象期間内（※期間）における、助成費受入に必要なその経費とその経費の調達方法を記入ください。			
	必要経費	金額（単位：千円）	経費の方法
経費 科目			自己資金
			金融機関借入金
			（借入先： ）
経 費 金 額	助成費受入合計	0	
	宝飾料		
	従業員人件費		金融機関以外の借入金 （借入先： ）
			借入金以外の資金調達 （調達先： ）
			その他 （売上増入など）
	運転資金合計	0	
	合計※	0	合計※

※ 助成事業に必要な全ての経費を記入願います。助成対象経費以外の経費については、裏に書き追加願います。

※ 合計については左と同じ金額になるようにご記入ください。

【金融機関からの借入金の調達見込み】	
☐ 親類縁者	
☐ 助成対象期間中までに調達見込み	
金融機関名：	
状況：（ 相談 / 申込 / 決定 ）	
☐ 調達が希望している	
☐ 調達見込みはない	

③ 施設対外関係費明細の内容(※前記に準じ減価償却を要せずください。)

ア 事業税とは消費税及び地方消費税を除いた金額を指します。

7 事業費

(7) 事業費

○ 製造事業の遂行に必要な平成金(倉庫料、店舗等)及び製品等について、施設対外関係を通じて組織的に管理する経費をご記入ください。

○ 運搬、製造事業の遂行時に使用する物件を対象とし、他の事業との共同利用部分がある物件に限りては、各事業の専有部分の面積等が経費の区分可能となる等、明確に区分できる物件に限ります。

○ 民間企業以外が設置する創業支援施設(仮市町村、国又は大学等)の賃料、登記や軽便物の受領等を目的とし、事業上の経費の取り扱い、借入等を行う者からの新築助成、電気料、電話料及びフックシステム料等の内容とするサービスの利用料、敷金、礼金、保証金、手数料、更新料等は、対象となりません。

○ 下記記載項目以外の経費については、要している件にご記入ください。

(単位:円)

賃料物 (場所・広さ等)	使用目的	月数 (月)	月間賃借額 (借額) (円)	所定金額		備考
				(税込)	(税×) (円×)	
事務所					0	
場所・広さ					0	
店舗					0	
場所・広さ					0	
オフィス機器					0	
レンタル・リース					0	
					0	
計				0	0	

～以下省略～

⑤ 取得評価結果説明欄記入用表（ 経費計算表の記入方式をい ）					
本事業主はExcelファイルへの入力によって作成された。各経費項目の所要金額は「④ 取得対象経費明細書の内容」の各経費項目別の所要金額から算出されるものである。なお申請書についてはこちら、「記入方式をい」。					
申請額は経費合計ごとに所要金額の合計の3分の2以内、かつ、千円未満端切り後で右欄までを申請してください。					
取得対象経費項目ごとの経費計算表となるもの			(単位：円)		
経費区分	経費明細	内訳	所要金額 (概算値)	交付申請額 (所要金額×2/3以内) 千円未満端切り(整数)	備考
事業費	賃借料		0		
	広告料		0		
	購買物品購入費		0		
	従業員管理給付金・法人費		0		
	専門労務派遣費		0		
	計		0		
従業員人件費	月給制・非常勤従業員				千円100万円 以上200万円
	年給制・地域福祉従事員				
	計				
合計			0		

※ 「概算」とは所要額及び地方自治体等に徴収した金額を指します。

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

ウ 説明資料（任意、3部）

申請書に記入した事業計画について補足説明が必要な場合に、説明資料を提出することができます。説明資料にはA4用紙を使用し、片面30枚以内に収めてください。なお、申請書に記入された事業内容を基に、審査が行われます。そのため、説明資料は、申請書に記入できなかった内容（図面、表等）を補う資料として、ご提出ください。

エ 確定申告書（写し、下線のものは該当３部、その他は該当１部）

（ア）必要書類と該当する事業年度

申請形態	事業年度 または 創業時期	該当する事業年度	必要書類
法人	3期目以降	申請時点で最も近い時期に 決算期を迎えた事業年度 2期分（※１） （例）決算期が1月末の場合 ・H29.2.1～H30.1.31 ・H30.2.1～H31.1.31	○法人・下記以外の特定非営利活動法人の 場合 法人税確定申告書等 ・確定申告書別表一（一）～一六のうち、 確定申告時、税務署に提出したもの （別表一（一）、二、四、五（一）、五 （二）は必須です。） ・ <u>決算報告書</u> ・法人事業概況説明書 ・科目内訳書（勘定科目内訳書）
	2期目	申請時点で最も近い時期に 決算期を迎えた事業年度 1期分（※１、２） （例）決算期が1月末の場合 ・H30.2.1～H31.1.31	○収益事業を行っていない特定非営利活動 法人の場合 事業報告書等 ・ <u>事業報告書</u> ・ <u>財産目録</u> ・ <u>貸借対照表</u> ・ <u>収支計算書（活動計算書）</u> ・役員名簿
	1期目	なし	なし
個人 事業主	平成29年 12月以前の 創業	下記の暦年2期分 ・平成29年分 ・平成30年分	○所得税確定申告書等 ・白色申告の場合 確定申告書B 第一表・第二表 <u>収支内訳書</u> ・青色申告の場合 確定申告書B 第一表・第二表 <u>青色申告決算書</u>
	平成30年 1月以降の 創業	下記の暦年1期分 ・平成30年分	
	平成31年 1月以降の 創業	なし	なし
創業予定 の個人		なし	なし

（※については次ページをご参照ください。）

(※１) 申請時点までに決算期を迎えた事業年度で、確定申告・事業報告等が済んでいない場合は、「その前の期間の確定申告書等・事業報告書等」をご提出ください。

(例) 決算期が3月末であり、確定申告が未済の場合に該当する事業年度

- ・平成28年4月1日～平成29年3月31日の事業年度
- ・平成29年4月1日～平成30年3月31日の事業年度

(※２) 申請時点までに確定申告が済んでいない2期目の法人の方は、1期目の方と同様、確定申告書・事業報告書等の提出は不要です。

(イ) 必要書類の見本

(a) 法人(収益事業を行っている特定非営利活動法人を含む)の場合

○法人税確定申告書 別表一～一六のうち、確定申告時、税務署に提出したもの(各写し1部)
(別表一(一)、別表二、別表四、別表五(一)、別表五(二)は必須です。)

別表一(一)	別表一(一)次葉	別表二
 税務署の受付印、または 電子申告の受信通知が必要です。		
別表四	別表五(一)	別表五(二)
		

○決算報告書（各写し3部）

貸借対照表

貸借対照表			
平成〇〇年〇月〇日現在		(単位: 円)	
資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	〇,〇〇〇,〇〇〇	【流動負債】	〇,〇〇〇,〇〇〇
現金及び預金	〇,〇〇〇,〇〇〇	短期借入金	〇,〇〇〇,〇〇〇
売掛金	〇,〇〇〇,〇〇〇	短期借入金	〇,〇〇〇,〇〇〇
買掛金	〇,〇〇〇,〇〇〇	未払法人税等	〇,〇〇〇,〇〇〇
前払費用	〇,〇〇〇,〇〇〇	未払利息	〇,〇〇〇,〇〇〇
【固定資産】	〇,〇〇〇,〇〇〇	【固定負債】	〇,〇〇〇,〇〇〇
付属設備	〇,〇〇〇,〇〇〇	長期借入金	〇,〇〇〇,〇〇〇
工具器具備品	〇,〇〇〇,〇〇〇	負債の部合計	〇,〇〇〇,〇〇〇
【投資その他の資産】	〇,〇〇〇,〇〇〇	資 産 の 部	
投資その他の資産	〇,〇〇〇,〇〇〇	【株主資本】	〇,〇〇〇,〇〇〇
役員退任金	〇,〇〇〇,〇〇〇	資本金	〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇,〇〇〇,〇〇〇	利益剰余金	〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇,〇〇〇,〇〇〇	その他利益剰余金	〇,〇〇〇,〇〇〇
	〇,〇〇〇,〇〇〇	繰越利益剰余金	〇,〇〇〇,〇〇〇
資産の部合計	〇,〇〇〇,〇〇〇	負債及び純資産合計	〇,〇〇〇,〇〇〇

損益計算書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日		(単位: 円)
科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
【売上振替】		
仕 入 高	〇,〇〇〇,〇〇〇	
合 計	〇,〇〇〇,〇〇〇	
本 體 利 益	〇,〇〇〇,〇〇〇	
売 上 総 利 益	〇,〇〇〇,〇〇〇	
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
営業外収益	〇,〇〇〇,〇〇〇	
受 取 利 息	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
【営業外費用】		
支 払 利 息	〇,〇〇〇,〇〇〇	
雑 損 失	〇,〇	
営業外費用合計	〇,〇〇〇,〇〇〇	
経 常 利 益 金 額	〇,〇〇〇,〇〇〇	
税 引 前 当 期 利 益 金 額	〇,〇〇〇,〇〇〇	
法人税、住民税及び事業税	〇,〇〇〇,〇〇〇	
当 期 純 利 益 金 額	〇,〇〇〇,〇〇〇	

販売費及び一般管理費内訳書

販売費及び一般管理費内訳書 自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日		(単位：円)
〇〇株式会社		
科 目	金 額	
販 売 料	〇,〇〇〇,〇〇〇	
給 料 手 当	〇,〇〇〇,〇〇〇	
法 定 福 利	〇,〇〇〇,〇〇〇	
福 利 厚 生 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
外 注 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
広 告 宣 伝 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
接 待 交 通 費	〇,〇〇〇,〇〇〇	
通 信 費	〇,〇〇〇	
水 道 光 熱 費	〇,〇〇〇	
交 払 手 数 料	〇,〇〇〇,〇〇〇	
建 代 料	〇,〇〇〇,〇〇〇	
租 税 公 課	〇,〇〇〇,〇〇〇	
交 払 報 酬	〇,〇〇〇,〇〇〇	
雑 費	〇,〇〇〇	
販売費及び一般管理費合計	〇,〇〇〇,〇〇〇	

損益計算書で確認できる場合は、
不要です。

株主資本等変動計算書

	自 平成○年○月○日 至 平成○年○月○日	(単位: 円)
〇〇株式会社		
株主資本		
資本金	当期末残高	0,000,000
	当期末変動額	△
	当期末残高	0,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	当期末残高	0,000,000
繰越利益剰余金	当期末変動額	0,000,000
	当期末残高	0,000,000
利益剰余金合計	当期末変動額	0,000,000
	当期末残高	0,000,000
株主資本合計	当期末残高	0,000,000
	当期末変動額	0,000,000
	当期末残高	0,000,000
純資産等合計	当期末変動額	0,000,000
	当期末残高	0,000,000

個別注記表

[illegible]

作成していない場合は不要です。

○法人事業概況説明書（表面）
（各写し1部）

法人事業概況説明書 F Y 1 0 0 0

印

会社名: 株式会社 ABC

代表取締役: 山田 太郎

住所: 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

業種: 製造業

事業内容: 機械の製造・販売

1 売上高

2 売上税

3 売上高

4 売上税

5 売上高

6 売上税

7 売上高

8 売上税

9 売上高

10 売上税

11 売上高

12 売上税

13 売上高

14 売上税

15 売上高

16 売上税

17 売上高

18 売上税

19 売上高

20 売上税

21 売上高

22 売上税

23 売上高

24 売上税

25 売上高

26 売上税

27 売上高

28 売上税

29 売上高

30 売上税

31 売上高

32 売上税

33 売上高

34 売上税

35 売上高

36 売上税

37 売上高

38 売上税

39 売上高

40 売上税

41 売上高

42 売上税

43 売上高

44 売上税

45 売上高

46 売上税

47 売上高

48 売上税

49 売上高

50 売上税

51 売上高

52 売上税

53 売上高

54 売上税

55 売上高

56 売上税

57 売上高

58 売上税

59 売上高

60 売上税

61 売上高

62 売上税

63 売上高

64 売上税

65 売上高

66 売上税

67 売上高

68 売上税

69 売上高

70 売上税

71 売上高

72 売上税

73 売上高

74 売上税

75 売上高

76 売上税

77 売上高

78 売上税

79 売上高

80 売上税

81 売上高

82 売上税

83 売上高

84 売上税

85 売上高

86 売上税

87 売上高

88 売上税

89 売上高

90 売上税

91 売上高

92 売上税

93 売上高

94 売上税

95 売上高

96 売上税

97 売上高

98 売上税

99 売上高

100 売上税

101 売上高

102 売上税

103 売上高

104 売上税

105 売上高

106 売上税

107 売上高

108 売上税

109 売上高

110 売上税

111 売上高

112 売上税

113 売上高

114 売上税

115 売上高

116 売上税

117 売上高

118 売上税

119 売上高

120 売上税

121 売上高

122 売上税

123 売上高

124 売上税

125 売上高

126 売上税

127 売上高

128 売上税

129 売上高

130 売上税

131 売上高

132 売上税

133 売上高

134 売上税

135 売上高

136 売上税

137 売上高

138 売上税

139 売上高

140 売上税

141 売上高

142 売上税

143 売上高

144 売上税

145 売上高

146 売上税

147 売上高

148 売上税

149 売上高

150 売上税

151 売上高

152 売上税

153 売上高

154 売上税

155 売上高

156 売上税

157 売上高

158 売上税

159 売上高

160 売上税

161 売上高

162 売上税

163 売上高

164 売上税

165 売上高

166 売上税

167 売上高

168 売上税

169 売上高

170 売上税

171 売上高

172 売上税

173 売上高

174 売上税

175 売上高

176 売上税

177 売上高

178 売上税

179 売上高

180 売上税

181 売上高

182 売上税

183 売上高

184 売上税

185 売上高

186 売上税

187 売上高

188 売上税

189 売上高

190 売上税

191 売上高

192 売上税

193 売上高

194 売上税

195 売上高

196 売上税

197 売上高

198 売上税

199 売上高

200 売上税

201 売上高

202 売上税

203 売上高

204 売上税

205 売上高

206 売上税

207 売上高

208 売上税

209 売上高

210 売上税

211 売上高

212 売上税

213 売上高

214 売上税

215 売上高

216 売上税

217 売上高

218 売上税

219 売上高

220 売上税

221 売上高

222 売上税

223 売上高

224 売上税

225 売上高

226 売上税

227 売上高

228 売上税

229 売上高

230 売上税

231 売上高

232 売上税

233 売上高

234 売上税

235 売上高

236 売上税

237 売上高

238 売上税

239 売上高

240 売上税

241 売上高

242 売上税

243 売上高

244 売上税

245 売上高

246 売上税

247 売上高

248 売上税

249 売上高

250 売上税

251 売上高

252 売上税

253 売上高

254 売上税

255 売上高

256 売上税

257 売上高

258 売上税

259 売上高

260 売上税

261 売上高

262 売上税

263 売上高

264 売上税

265 売上高

266 売上税

267 売上高

268 売上税

269 売上高

270 売上税

271 売上高

272 売上税

273 売上高

274 売上税

275 売上高

276 売上税

277 売上高

278 売上税

279 売上高

280 売上税

281 売上高

282 売上税

283 売上高

284 売上税

285 売上高

286 売上税

287 売上高

288 売上税

289 売上高

290 売上税

291 売上高

292 売上税

293 売上高

294 売上税

295 売上高

296 売上税

297 売上高

298 売上税

299 売上高

300 売上税

301 売上高

302 売上税

303 売上高

304 売上税

305 売上高

306 売上税

307 売上高

308 売上税

309 売上高

310 売上税

311 売上高

312 売上税

313 売上高

314 売上税

315 売上高

316 売上税

317 売上高

318 売上税

319 売上高

320 売上税

321 売上高

322 売上税

323 売上高

324 売上税

325 売上高

326 売上税

法人事業概況説明書（裏面）

1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44		45		46		47		48		49		50		51		52		53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		100		101		102		103		104		105		106		107		108		109		110		111		112		113		114		115		116		117		118		119		120		121		122		123		124		125		126		127		128		129		130		131		132		133		134		135		136		137		138		139		140		141		142		143		144		145		146		147		148		149		150		151		152		153		154		155		156		157		158		159		160		161		162		163		164		165		166		167		168		169		170		171		172		173		174		175		176		177		178		179		180		181		182		183		184		185		186		187		188		189		190		191		192		193		194		195		196		197		198		199		200		201		202		203		204		205		206		207		208		209		210		211		212		213		214		215		216		217		218		219		220		221		222		223		224		225		226		227		228		229		230		231		232		233		234		235		236		237		238		239		240		241		242		243		244		245		246		247		248		249		250		251		252		253		254		255		256		257		258		259		260		261		262		263		264		265		266		267		268		269		270		271		272		273		274		275		276		277		278		279		280		281		282		283		284		285		286		287		288		289		290		291		292		293		294		295		296		297		298		299		300		301		302		303		304		305		306		307		308		309		310		311		312		313		314		315		316		317		318		319		320		321		322		323		324		325		326		327		328		329		330		331		332		333		334		335		336		337		338		339		340		341		342		343		344		345		346		347		348		349		350		351		352		353		354		355		356		357		358		359		360		361		362		363		364		365		366		367		368		369		370		371		372		373		374		375		376		377		378		379		380		381		382		383		384		385		386		387		388		389		390		391		392		393		394		395		396		397		398		399		400		401		402		403		404		405		406		407		408		409		410		411		412		413		414		415		416		417		418		419		420		421		422		423		424		425		426		427		428		429		430		431		432		433		434		435		436		437		438		439		440		441		442		443		444		445		446		447		448		449		450		451		452		453		454		455		456		457		458		459		460		461		462		463		464		465		466		467		468		469		470		471		472		473		474		475		476		477		478		479		480		481		482		483		484		485		486		487		488		489		490		491		492		493		494		495		496		497		498		499		500		501		502		503		504		505		506		507		508		509		510		511		512		513		514		515		516		517		518		519		520		521		522		523		524		525		526		527		528		529		530		531		532		533		534		535		536		537		538		539		540		541		542		543		544		545		546		547		548		549		550		551		552		553		554		555		556		557		558		559		560		561		562		563		564		565		566		567		568		569		570		571		572		573		574		575		576		577		578		579		580		581		582		583		584		585		586		587		588		589		590		591		592		593		594		595		596		597		598		599		600		601		602		603		604		605		606		607		608		609		610		611		612		613		614		615		616		617		618		619		620		621		622		623		624		625		626		627		628		629		630		631		632		633		634		635		636		637		638		639		640		641		642		643		644		645		646		647		648		649		650		651		652		653		654		655		656		657		658		659		660		661		662		663		664		665		666		667		668		669		670		671		672		673		674		675		676		677		678		679		680		681		682		683		684		685		686		687		688		689		690		691		692		693		694		695		696		697		698		699		700		701		702		703		704		705		706		707		708		709		710		711		712		713		714		715		716		717		718		719		720		721		722		723		724		725		726		727		728		729		730		731		732		733		734		735		736		737		738		739		740		741		742		743		744		745		746		747		748		749		750		751		752		753		754		755		756		757		758		759		760		761		762		763		764		765		766		767		768		769		770		771		772		773		774		775		776		777		778		779		780		781		782		783		784		785		786		787		788		789		790		791		792		793		794		795		796		797		798		799		800		801		802		803		804		805		806		807		808		809		810		811		812		813		814		815		816		817		818		819		820		821		822		823		824		825		826		827		828		829		830		831		832		833		834		835		836		837		838		839		840		841		842		843		844		845		846		847		848		849		850		851		852		853		854		855		856		857		858		859		860		861		862		863		864		865		866		867		868		869		870		871		872		873		874		875		876		877		878		879		880		881		882		883		884		885		886		887		888		889		890		891		892		893		894		895		896		897		898		899		900		901		902		903		904		905		906		907		908		909		910		911		912		913		914		915		916		917		918		919		920		921		922		923		924		925		926		927		928		929		930		931		932		933		934		935		936		937		938		939		940		941		942		943		944		945		946		947		948		949		950		951		952		953		954		955		956		957		958		959		960		961		962		963		964		965		966		967		968		969		970		971		972		973		974		975		976		977		978		979		980		981		982		983		984		985		986		987		988		989		990		991		992		993		994		995		996		997		998		999		1000	
1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

○科目内訳書
(勘定科目内訳書)(各写し1部)

[illegible]

作成していない場合は不要です。

○事業報告書等（各写し3部、役員名簿のみ1部）

62

(c) 個人事業主の場合

i 白色申告を行っている場合

○所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B (各写し1部)

第一表

第二表

税務署の受付印または電子申告の受信通知が必要です。

○収支内訳書 (写し3部)

ii 青色申告を行っている場合

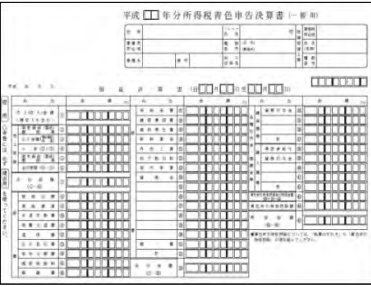
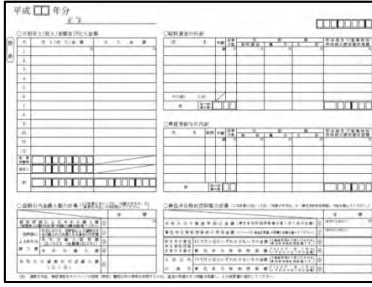
○所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B（各写し1部）

第一表	第二表
	

税務署の受付印または電子申告の受信通知が必要です。

○青色申告決算書等（写し3部）

青色申告決算書

		
---	---	---

貸借対照表

	青色申告決算書の所得金額が10万円を超えている方は提出必須です。
---	---

オ 法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後3ヶ月以内、原本1部）

個人事業主：個人事業の開業・廃業等届出書（写し1部）

（ア）必要書類

申請形態		必要書類	備考
法人 （※1）	下記以外の場合	・履歴事項全部証明書	・履歴事項全部証明書は、国内の法務局で発行可能です。 ・その他届出書は、税務署に提出し、受付印が押印された控えをご提出ください。
	法人設立後、一定期間休眠していた場合	・履歴事項全部証明書 ・休眠する旨を届け出た異動届出書 ・休眠を解除する旨を届け出た異動届出書	
個人 事業主	下記以外の場合	・個人事業の開業・廃業等届出書	・個人事業の開業・廃業等届出書、その他届出書は、開業の届出を行った時、税務署に提出し、受付印が押印された控えをご提出ください。
	開業の届出を行った後、納税地を変更した場合（※2）	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・直近の所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書	
	開業の届出を行った後、納税地・事業所等に移転した場合（※2）	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・直近の所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書	
	開業の届出を行った後、休業していた期間がある場合	・個人事業の開業・廃業等届出書 ・休業である旨を記載して提出した確定申告書	
創業予定の個人		なし	

（※1） 以前に、個人事業主として事業を行っており、法人成りした場合は、履歴事項全部証明書と個人事業の開業・廃業等届出書の両方をご提出ください。

（※2） 異動・変更の届出を行った後の納税地・事業所等が都外の場合、本助成事業の申請要件を満たしませんのでご注意ください。

- ・海外で代表者として事業を実施していた場合、海外の登記簿謄本・個人事業の開業・廃業等届出書等を提出する必要はありません。

(イ) 書類の見本

○法人の場合

履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書

東京都〇〇区〇〇〇丁目1番1号
〇〇〇〇株式会社

会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

商号 〇〇〇〇株式会社

本店 東京都〇〇区〇〇〇丁目1番1号

公役をする方法 官報に掲載している。

会社成立の年月日 平成〇〇年〇月〇日

目的

1.
2.
3.
4.

発行可能株式総数 1万株

発行済み株式の総数 及びに増減及び額 1000株

資本金の額 金1000万円

株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡するに際しては、株式会社の承認を受けなければならない。

役員に関する規定

取締役 〇 〇 〇 〇

東京都〇〇区〇〇〇丁目2番2号
代表取締役 〇 〇 〇 〇

登記記録に関する事項

これは登記簿に記載されている事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局〇〇〇〇官署)
平成〇〇年〇月〇〇日
東京法務局〇〇〇〇
登記官 〇〇 〇〇 印

異動届出書

異動届出書

印

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

○個人事業主の場合

個人事業の開業・廃業等届出書

個人事業の開業・廃業等届出書 (控用)

印

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書

所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書(控用)

印

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書(控用)

印

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

届出者 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出先 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

届出理由 〇〇〇〇〇〇

届出年月日 〇〇〇〇〇〇

届出場所 〇〇〇〇〇〇

届出内容 〇〇〇〇〇〇

届出結果 〇〇〇〇〇〇

カ 法人：定款（写し1部）、設立趣意書（作成している場合は提出、写し1部）

公証人の認証を受けた定款（※1）の写しをご提出ください。定款の変更を行っている場合は、株主総会議事録の写しも添付してください。

また、法人を設立する際、設立の意義やその目的、自社の存在意義を客観的に示すもの等、企業理念となるものを記述した設立趣意書（※2）を作成している場合は、定款と併せてご提出ください。

（※1） 申請を行う法人が持分会社である場合は、公証人の認証は必要ありませんが、設立時社員全員の署名または記名捺印が必要です。

（※2） 作成していない場合は、定款のみの提出となります。

キ 本人確認書類（写し1部）

法人の場合は代表者（代表取締役、代表社員等）、個人事業主・創業予定の個人の場合は事業主の本人確認ができる書類の提出が必要です。

・ 本人確認ができる書類とは…

本人の名前、顔写真等が確認できるものです。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等が該当します。これらを所有していない場合、保険証と社員証（写真つき）などを併せて提出することで対応が可能です。

なお、マイナンバーカードを提出される場合、個人番号記載部分は必ず黒塗りにしてください。

氏名			年 月 日生
本籍			
住所			
交付			
平成	年	月	日まで有効
免許の 条件等	中型車は中型車(8t)に限る		
番号	見本		
二・小・原			
他			
二種			

運転免許証



ク 申請要件確認書類（写し1部）

申請を行う「創業者等」は、公社が申請書を受理する時点までに、下記の1～17のいずれかの申請要件を満たす必要があります。該当する申請要件の必要書類の写しを1部、ご提出ください。（別途原本を確認する場合があります）。

（ア）申請要件と必要書類

	申請要件	実施・運営機関	必要書類
1	事業計画書策定支援を終了した方 （過去3か年の期間内）	○公社創業支援課 （TOKYO 創業ステーション）	○プランコンサルティング事業 計画書策定支援終了証
2	「多摩ものづくり創業プログラム」 を受講後の事業計画書策定支援を 終了した方 （過去3か年の期間内）	○公社多摩支社	
3	事業可能性評価事業で「事業の可能性あり」と評価され、継続的支援を受けている方 （当年度または前年度以前の 過去3か年度）	○公社経営戦略課	○事業可能性評価結果報告書
4	商店街開業プログラム（商店街起業 促進サポート）の受講を修了した方 （当年度または前年度以前の 過去3か年度）	○公社経営戦略課	○「進め！若手商人育成事業」にお ける「商店街起業促進サポート」 修了証書
5	入居している方 入居していた方	○東京都 ○公社	○創業支援施設の賃貸借契約書等 全ページ
6	認定後6カ月以上継続して 入居し、インキュベシ ョンマネージャーからの個別 具体的な支援を受けた方	○東京都インキュベシ ョン施設運営計画認定 事業において認定を受 けた施設	○認定インキュベーション施設の 施設利用・創業支援証明書
7	1年以上の賃貸借契約を 結び入居している方 過去3か年の期間内に、 1年以上の賃貸借契約を 結び、入居していた方	○中小企業基盤整備機構 ○都内区市町村 ○地方銀行、信用金庫、 信用組合 ○国公立大学、私立大学	○創業支援施設の賃貸借契約書等 全ページ
8	アクセラレーションプログラム ・受講している方 ・受講していた方	○青山スタートアップ アクセラレーション センター	○アクセラレーションプログラムの 受講を証明するもの （HP等の写しを用意してくださ い。）

	申請要件		実施・運営機関	必要書類
9	TOKYO STARTUP GATEWAY のセミファイナリストまで進んだ方 (前年度以前の過去3か年度)		○東京都	○TOKYO STARTUP GATEWAYのセミファイナリストまで進んだことを証明するもの (HP・賞状等の写しを用意してください。)
10	東京都が実施する「東京都女性ベンチャー成長促進事業(APT Women)」の国内プログラム ・受講している方 ・受講していた方		○東京都	○「東京都女性ベンチャー成長促進事業(APT Women)」国内プログラム(アクセラレーションプログラム)の受講を証明するもの(HP等の写しを用意してください。)
11	東京都が実施する「女性・若者・シニア創業サポート事業」の融資を利用し、証明を受けた方		○取扱金融機関 (信用金庫・信用組合)	○「女性・若者・シニア創業サポート事業」利用証明書
12	信用保証協会の保証を受けた、 中小企業制度融資の利用	東京都中小企業制度融資 (創業)を利用した方	○取扱金融機関	○信用保証決定のお知らせ
13		都内区市町村が実施する 中小企業制度融資 (創業者を対象としたもの)を利用した方	○取扱金融機関	○信用保証決定のお知らせ ○金銭消費貸借契約書
14	東京都出資のベンチャー企業向け ファンドから出資を受けた方		○東京都	○株主名簿 全ページ
15	資本金劣後ローン(創業)を利用 した方		○政策金融機関	○金銭消費貸借契約証書・借用 証書、特約書等資本金劣後 ローン(創業)の利用を証明 するもの 全ページ
16	認定特定創業支援等事業による支援 を利用した方 (過去3か年の期間内)		○都内区市町村	○認定特定創業支援等事業の支援 を受けたことを証明するもの
17	認定特定創業支援等事業に準ずる 支援を利用した方 (過去3か年の期間内)		○東京商工会議所 ○東京信用保証協会 ○東京都商工会連合会 ○中小企業大学校 BusiNest	○認定特定創業支援等事業に 準ずる支援を受けたことを証明 するもの

(書類の見本は、次ページ以降をご参照ください。)

(イ) 書類の見本(8、9、10、14の申請要件を除きます)

1、2 プランコンサルティング事業計画書策定 支援終了証	3 事業可能性評価結果報告書
 プランコンサルティング 事業計画書策定支援終了証 〇〇〇〇 様 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業) TOKYO 創業ステーション(創業ワンストップ サポートフロア)のプランコンサルティング における、事業計画書策定支援を終了した ことを証明します 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公益財団法人東京都中小企業振興公社 理事長 〇〇 〇〇	事業可能性評価結果報告書 〇〇〇〇株式会社 『 』 は、事業の可能性ありと評価されました。 平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の事業可能性評価委員会において、 貴社申込標記事業の事業可能性を評価委員が審議した結果につ いて、上記のとおり報告いたします。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公益財団法人東京都中小企業振興公社
4 「商店街起業促進サポート」修了証書	
修了証書 〇〇 〇〇 様 あなたは平成〇〇年度進め！若手商人育成事業における商店街 起業促進サポートを終了したことを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公益財団法人東京都中小企業振興公社	

5、7 都内創業支援施設への入居（東京都、公社、都内区市町村、都内公的機関・金融機関・大学等）の利用が証明できるもの 全ページ

○創業支援施設の定期建物賃貸借契約書、使用許可書等

〇〇〇創業支援施設 定期建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇〇創業支援施設を甲とし、
賃借人株式会社〇〇〇〇を乙として、次の通り契約を締結した。

第1条
甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。
建物所在
種類
構造
床面

第2条
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

～以下省略～

第X号様式（第XX条関係）

□□区創業支援施設使用許可書

XX〇〇〇第XXXXX号
平成〇〇年〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様

□□区長 ×× ×× 印

下記の通り□□区創業支援施設の使用を許可します。

記

1 使用許可するオフィス 〇〇〇号室（20.00㎡）

2 使用許可期間 平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで

3 使用料 月額 〇〇,〇〇〇円

4 共益費 月額 〇〇,〇〇〇円

5 使用条件
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)

(注 意)
1
2

賃借している施設、所在地、賃借期間、賃借料、条件等が分かるものをご提出ください。

6 認定インキュベーション施設
施設利用・創業支援証明書

施設利用等の証明に関する申請書

平成 年 月 日

〔貴社名〕 御中

公益財団法人東京都中小企業振興公社が行う「創業助成事業」に申請したいので、下記のとおり、貴社施設利用及び創業支援内容について証明願います。

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者 印

施設利用・創業支援証明書

《 施設利用の内容 》

利 用 施 設 名	
利 用 内 容	
利 用 期 間	
利 用 料	

(※ 賃貸借契約など利用に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)

《 創業支援の内容 》

支 援 の 開 始 日	年 月 日	直近6か月の 支援回数	回
-------------	-------	----------------	---

経営、財務、人材育成、販路開拓など、申請予定の事業に関するインキュベーション・プログラムによる創業支援の内容

(※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。)

上記のとおり、証明いたします。

平成 年 月 日

11 「女性・若者・シニア創業サポート事業」利用
証明書

依頼日 平成 年 月 日

〇〇信用金庫 御中

「女性・若者・シニア創業サポート事業」
利用証明書発行依頼書

女性・若者・シニア創業サポート事業を利用していることについて、証明願います。

法人名	
氏名（代表者名）	印
住所	
電話番号	
利用目的	平成〇〇年度東京都中小企業振興公社創業助成事業申請のため

「女性・若者・シニア創業サポート事業」利用証明書

上記の利用者は、当金庫と「女性・若者・シニア創業サポート事業」による融資契約を締結しております。

証明日	
金融機関名	
本部・営業店名	
代表者名	印
電話番号	

切り離さずにご提出ください。

- 12 東京都中小企業制度融資（創業）
- 13 都内区市町村が実施する中小企業制度融資（創業者を対象としたもの）
- 上記2つの要件の利用を証明するもの

○信用保証決定のお知らせ

信用保証決定のお知らせ（お客様用）				
当協会の信用保証をご利用いただきありがとうございます。この度の信用保証委託申請につきましては、以下のとおり決定いたしました。 なお、お支払いいただいた信用保証料は、繰上返済により一部を返戻することがあります。				
株式会社○○○○○ 御中	顧客番号 XXXXXXXXXX	保証番号 XXXXXXXXXXXX		
借入金額 X,XXX,XXX 円	保証日 平成 29 年 4 月 1 日	保証期間 実行の日から XX か月 (貸付実行日の応当日まで)		
保証金額 借入金額に保証割合 を乗じた金額	制度 創業・支援	返済方法 〇〇〇〇 1 か月目から XX か月目まで 1 か月毎 XX,XXX 円		
保証割合 XX%				
お支払いいただく信用保証料は以下のとおりです。取扱金融機関を経由してお支払い願います。 一括支払 XX,XXX 円				
保証料の計算式は以下のとおりです。 「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保険料を、貸付金額に対する率で表示したものです。				
計算区分	計算金額 (円)	責任共有保証料率 (年%)	計算期間	分割係数
				保証料額 (円)
担当部署 ○○○○○○ ××課 住所 △△区□□□X-X-X-X 電話番号 03-XXXX-XXXX ホームページ http://www.xxx.xx.jp/ ○○信用保証協会				

○金銭消費貸借契約書

金銭消費貸借書			
顧客番号		顧客番号	
平成 29 年 4 月 1 日			
〇〇信用金庫 殿 (取扱店 △△支店)			
住所		債務者	
住所		連帯保証人	
住所		連帯保証人	
債務者は、後記約定を承認のうえ、〇〇信用金庫（以下「信用金庫」という。）から次の借入要項のとおり金銭を借り受けました。			
第1条（借入要項）			
借入金 (金額の欄に¥マーク をご記入ください。)	¥X,XXX,XXX 円		
借入金の受領	借入金の受領は、債務者名義の下記の預金口座への入金の方法によります。		
用途	〇〇資金		
返済期限	平成 XX 年 X 月 X 日		
元金返済方法	後記記載の (X) のとおりとします。		
利息支払い方法	(返済日が休日の場合は翌営業日とします。)		
利息	年 X.X%の割合 ただし、金融情勢の変化その他相当の自由がある場合には、信用金庫または債務者は相手方に対し、この割合を一般に合理的と認められる程度のものに変更することについて、協議を求めることができます。		
損害金	この契約による債務を履行しなかった場合には、支払わなければならない金額に対し年XX.XX%の割合（年365日の日割計算）の損害金を支払います。 ただし、利息については損害金は付さないものとします。		
返済用指定口座 (指定口座)	店名 △△支店	種目 普通・当座	口座番号 XXXXXXXX
信用保証協会 保証付の場合	東京・千葉・	保証日付 平成 XX 年 X 月 X 日	保証番号 XXXXXXXXXXXX
返済用指定口座（備考欄）			

ア 東京都中小企業制度融資：

“制度”の欄が「創業」「創業支援」等の場合、申請要件を満たします。

「小口」「事業一般」等の記載のものは、申請要件を満たすものではありません。

イ 都内区市町村が実施する中小企業制度融資（創業者を対象としたもの）：

都内区市町村が実施する中小企業制度融資のうち、創業者を対象としたものが申請要件に合致します。

「〇〇小口」の記載のものは、申請要件を満たすものではありません。ただし、他の書類から、創業者を対象とした融資と確認できる場合に限り、申請要件を満たすものと判断します。

都内区市町村の中小企業制度融資を利用の場合、ご提出ください。

15 資本金劣後ローン（創業）の利用を証明するもの 全ページ

○金銭消費貸借契約書・借用証書等

借 用 証 書			
収入 印紙 	借入金額	¥00,000,000※	利率 ただし、貸付日から 3年経過後は、 年****%
	元金 支払方法	毎月金 〇〇,〇〇〇千円ずつ 1 回払（ただし、期間金 〇〇,〇〇〇千円） 平成〇年〇月〇日から返済に至るまで毎月末日限る支払う。	
	利 息 支払方法	貸付日から平成〇年〇月末日までの間の利息は 平成〇年〇月〇日から毎月末日限る支払う。	
	利 息 計算方法	年365日の日割計算とする。	
	損害金	本借入金債務を弁済期日に履行しなかったときは、延滞元金について、その延滞日数に依りて年 〇 %の割合による損害金を支払う。計算方法は、年365日の日割計算とする。 なお、延滞日数の算出にあたっては、弁済期日が営業を行っている日であるか否かにかかわらず、当該弁済期日の翌日から起算する。	

次の内容をご確認ください。

- 借主は、上記の通り正に複製し、金印を受領しました。
- 借主は、上記の条件および反社会的勢力等の排除をはじめとする裏面の特約条件を承諾するとともに、右記の「借入および保証に伴う同意事項」に同意のうえ、自ら署名押印しました。ついでに、上記の条件および裏面の特約条件にない事項がなく存続します。
- 連帯保証人は、上記の条件および反社会的勢力等の排除をはじめとする裏面の特約条件を承諾するとともに、右記の「借入および保証に伴う同意事項」に同意のうえ、自ら署名押印しました。ついでに、上記の条件および裏面の特約条件にない、借主と連帯して保証責任を負います。上記の期日に借主からの弁済のない場合など、請求があれば、借主に代わって弁済します。

借 主	(株式会社 〇〇〇 様)
	記載内容を確認し、□に「レ」を付けたうえで署名してください。 (法人の場合は、法人名と代表者の方の役職名とお名前)
連 帯 保 証 人	☐ 私は、受領した案内を確認し、その内容を理解したうえで自ら判断し借主となります。 ☐ 記載内容を確認し、□に「レ」を付けたうえで署名してください。 ☐ 私は、受領した案内を確認し、その内容を理解したうえで自ら判断し連帯保証人となります。
	☐ 記載内容を確認し、□に「レ」を付けたうえで署名してください。 ☐ 私は、受領した案内を確認し、その内容を理解したうえで自ら判断し連帯保証人となります。

返済回数が「1回」でなければ、申請要件を満たしません。

○特約書等

特約書	
	収入 印紙 
借主は、平成〇年〇月〇日付金銭消費貸借契約書（以下「原契約証書」という。）に基づき、貸主から資本金劣後融資制度の金〇,〇〇〇万円（以下「本借入」という。）を借受けるにあたり、原契約証書における特約条件のほか、次の各条項を順守することを確約します。 第1条（劣後特約） 1 借主につき、事項に掲げる法的倒産手続が開始した場合、当該法的倒産手続における本借入に基づく債権の配当の順位は、当該法的倒産手続における劣後債権（特別清算手続にあっては他の債権）に後れるものとする。 2 前項の法的倒産手続とは、次に掲げるものをいいます。 (1) 破産法に基づく破産手続 (2) 会社更生法に基づく更生手続 (3) 民事再生法に基づく再生手続 (4) 会社法に基づく特別清算 第2条（期限前弁済の禁止） 借主は、期限前弁済手数料計算基準日（平成〇年〇月〇日）までの期間において、元本の全部または一部を元金の弁済期日前に弁済することはできないものとします。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合はこの限りではありません。 ～省略～ 第11条（表明保障違反時の措置等） 1 原契約証書第2条および本特約の第8条のほか、借主は、本特約の第5条の定めに基づく表明および確約に反して資料の提出を怠ったときまたは虚偽の報告をしたことが判明したときは、貸主の支持するところにおいて、本借入の弁済期限にかかわらず、直ちに債務の全額を弁済するとともに、次項に定めるところにより算出された金額を、法令に定められた範囲内において、原契約証書記載の損害金とは別に、貸主に支払うものとします。 2 前項に定める金額とは、次に掲げる計算式により算出した金額とします。 [計算式] (原契約証書の契約締結日から期限前弁済手数料計算基準日までの全期間について成功判定区分を「〇」とした場合の利率を適用するときに借主が貸主に対して支払うこととなる利息の総額) ÷ (原契約証書の契約締結日から弁済日の前日までに借主が貸主に対して支払った利息の総額) 第12条（解除） 借主と貸主の双方の協議一致を経れば、本特約を解除できるものとし、その後は原契約証書の特約条件に従うものとします。 平成〇年〇月〇日 借主 	

16 認定特定創業支援等事業の支援を受けたことを証明するもの

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書 平成 年 月 日 市区町村長 名 殿 住 所 電話番号 申請者氏名 印 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたので、下記のとおり申請します。 記 1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間 2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地 ・商号（屋号） ・本店所在地 3. 設立する会社の資本金 万円（会社の場合） 4. 事業の種類、内容 5. 事業の開始時期 平成 年 月 日 証明日 平成 年 月 日 市区町村長 名 印 申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。 有効期限 平成〇年〇月〇日まで
--

実施・運営機関から発行された上記の様式でなければ、申請要件を満たしません。修了証等ではありませんのでご注意ください。

17 認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受けたことを証明するもの

創業支援内容証明申請書																											
御中		平成 年 月 日																									
公益財団法人東京都中小企業振興公社が行う「創業助成事業」に申請したいので、証明願います。																											
(申請者)	住 所	印																									
名 称																											
代 表 者																											
≪ 創業の概要 ≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th>開業形態</th> <th>個人・法人</th> <th>商号・屋号*</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開業の住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>開業（予定）年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>資本金*</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> ※ 予定を含みます。 ≪ 創業支援の内容 ≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の開始日</th> <th>年 月 日</th> <th>直近1年の支援回数</th> <th>回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">創業支援の内容（経営、財務、人材育成、販路開拓）</td> </tr> </tbody> </table> (※ 支援に関する資料等がありましたら、確認のため、併せて写し等を添付してください。) 上記のとおり、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての分野に関する支援を継続的行ったことを証明いたします。 平成 年 月 日				開業形態	個人・法人	商号・屋号*		開業の住所				開業（予定）年月日	年 月 日	資本金*	円	業種				支援の開始日	年 月 日	直近1年の支援回数	回	創業支援の内容（経営、財務、人材育成、販路開拓）			
開業形態	個人・法人	商号・屋号*																									
開業の住所																											
開業（予定）年月日	年 月 日	資本金*	円																								
業種																											
支援の開始日	年 月 日	直近1年の支援回数	回																								
創業支援の内容（経営、財務、人材育成、販路開拓）																											

実施・運営機関から発行された上記の様式でなければ、申請要件を満たしません。修了証等ではありませんのでご注意ください。

③ 面接審査に進まれる方のみ追加提出が必要な書類

下記の書類に関しては、書類審査を通過し、面接審査に進まれる申請者の方にのみ、公社から追加提出を依頼します。申請書提出（P55）の時点では、提出不要です。誤ってご提出いただいた場合であっても、返却はいたしかねます。必要書類の詳細については、公社から追ってご連絡いたします。

	必 要 書 類	部 数
1	○ 印鑑証明書（発行後3か月以内）	原本1部
2	○ 直近（納付時期終了後）の納税証明書等	原本1部

1 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内、原本1部）

法人の場合は申請を行う法人の実印（代表印）、個人事業主・創業予定の個人の場合は、申請を行う個人の実印が登録されていることを証明する、発行後3ヶ月以内の印鑑証明書（原本）をご提出いただく必要があります。

2 直近（納付時期終了後）の納税証明書（原本、該当1部）

法人の場合は、法人事業税・法人住民税の納税証明書、個人事業主や創業予定の個人の場合は、個人事業税・個人住民税の納税証明書をご提出いただく必要があります。